

第 2 次丹波市環境基本計画 (改訂版)

骨子案

※見開きの調整、本編・資料編の扉など、ページ調整は未

目次

序章 将来の丹波市の環境イメージ.....	1
第1章 計画の基本的事項.....	2
1 計画の背景.....	2
2 計画の根拠と役割.....	3
3 計画の位置づけ.....	4
4 計画の期間.....	5
5 計画の対象.....	5
6 計画の推進主体.....	6
第2章 環境の現状と課題.....	7
1 概況.....	7
2 環境を取り巻く状況.....	14
3 環境の現状と課題.....	18
第3章 目指すべき将来像とその実現に向けた方向性.....	19
1 目指すべき将来像.....	19
2 施策推進の基本的な視点.....	20
3 基本目標の設定.....	21
4 環境施策の方向性と施策体系.....	23
第4章 具体的に実施すること.....	24
基本目標1 “里地里山”の保全・再生と循環利用.....	24
基本目標2 資源を大切にするライフスタイルの定着.....	29
基本目標3 地球温暖化の防止.....	31
基本目標4 快適で安心して暮らせる環境の保全.....	34
基本目標5 人の輪で育む環境づくり.....	39
第5章 計画の推進と運用.....	42
1 推進体制.....	42
2 進行管理.....	42
資料編.....	43

序章 将来の丹波市の環境イメージ

※前回同様に下記の内容を掲載する予定です

里地里山の保全・再生と循環利用

丹波市産材を使用した住宅が増え、家庭では薪ストーブや薪ボイラーが普及し、木質バイオマスエネルギーの利活用がすすんでいます。

市内の広い面積を占める森林の管理に携わる人が増え、森林のもつ多面的機能や防災力の向上が図られています。

質の高い農産物の生産が増え、丹波市産の農産物が今まで以上に注目され、市場価値が高まっています。女性や若者が担い手として活躍し、農家の生産意欲が向上しています。

資源を大切にするライフスタイルの輪が広がる

市内では電気自動車普及し、自動車としての役割のほか、住宅用蓄電池としても活用されています。公共交通の利用者が増え、運輸部門での二酸化炭素排出量の割合が減少しています。

環境に配慮した事業者が増え、地球温暖化防止の意識が定着しています。従業員への環境教育も定着しています。

計画の内容に合わせて、今後更新

市民一人ひとりに5R*の意識が定着し、適正なごみの分別が行われ、使えるものや再生利用されるものも増えて、ごみとして出されるものは減ってきています。
*5R…これまでの3R《廃棄物の減量化(Reduce)、再利用(Reuse)、再生利用(Recycle)》に加え、不要なものほもらわない(Refuse)、修理して使う(Repair)を加えた考え方。

快適で安心して暮らせる環境の保全

豊かな自然環境の丹波市へ田舎暮らしを求める移住者が増え、空き家が有効に活用されています。

多くの市民や事業者が率先して地域の美化活動や環境を守る活動に参加し、とても美しい気持ちの良い風景・自然環境が広がっています。

自然資源や農林業を活用したニューツーリズムが盛んになり、訪れる観光客が増え活気にあふれています。

自然環境や生態系について研究が進み、環境保全団体等が保護活動を行っています。

環境教育や美化活動にかかわる人々が増え、地域のコミュニティも活性化しています。

市民一人ひとりが環境問題を自らの問題として関心をもち、子どもから大人まで環境についての情報を得たり、学んでいます。

子ども達は周りの大人たちに導かれながら山や川に入って自然を学んでいます。

※見開き掲載等のページ調整は今後実施

第1章 計画の基本的事項

1 計画の背景

本市では、丹波市環境基本条例に基づき、市、事業者及び市民の責任を示すとともに、役割分担と協働により、現在及び将来の世代の安全で健全かつ快適・文化的な生活の確保に資することを目的に平成29年度（2017年度）から令和8年度（2026年度）までの10年間を目標年次とし、中長期的な視点として、“今の子ども達が親となって子どもを持つと考えられる時代”を見据えた「第2次丹波市環境基本計画」（以下、「第2次計画」という。）を策定し、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

平成29年（2017年）3月の第2次計画の策定以降、国においては、平成30年（2018年）4月に「第5次環境基本計画」を閣議決定し、SDGsの考え方を活用しながら分野横断的な6つの重点戦略を設定しています。特に、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支えあう取り組みを推進していくこととしています。

また、令和元年（2019年）6月のG20大阪サミットでは、日本は令和32年（2050年）までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を提案し、首脳間で共有されました。

気候変動対策の適応策については、平成30年（2018年）12月に「気候変動適応法」を施行し、「気候変動適応計画」が策定され、気候変動の影響による被害を防止・軽減するための取り組みが示されています。また、平成31年（2019年）3月には、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等の財源として森林環境税および森林環境譲与税を創設し、地球温暖化防止のための森林吸収源対策に全国で取り組み始めています。

今回、「第2次丹波市環境基本計画」の計画期間の中間年度を迎えたことから、社会経済情勢や環境問題の変化に適切に対応するため、中間見直しを行いました。

2 計画の根拠と役割

本計画は、「丹波市環境基本条例」第3条に示す基本理念の実現を図るために、第7条に示す環境の保全及び創造に関する基本方針に基づいて講じる施策を総合的かつ計画的に進めるために策定するものです。

丹波市環境基本条例

基本理念（第3条）

- 1 環境の保全及び創造は、市民が健全で恵み豊かな環境を享受し、良好な環境を維持して、これを将来の世代へ継承していくことを目的として適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない健全な社会経済活動が行われることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷が少ない健全な経済の発展を図りながら、持続的発展が可能な社会が構築され、科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、生態系に配慮しつつ、市域の自然的、歴史的、文化的な条件に応じ環境に影響を及ぼすと認められる施策、事業活動等を計画の段階から総合的に配慮することにより、豊かな自然環境を保全するとともに住みよい都市を創造し、及び安全で健全かつ快適・文化的な生活を実現することを旨として行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、市民の安全で健全かつ快適・文化的な生活を将来にわたって確保する上でも重要な事柄であることから、市、事業者及び市民のすべての事業活動及び日常生活において、公平な役割分担の下、積極的に推進されなければならない。

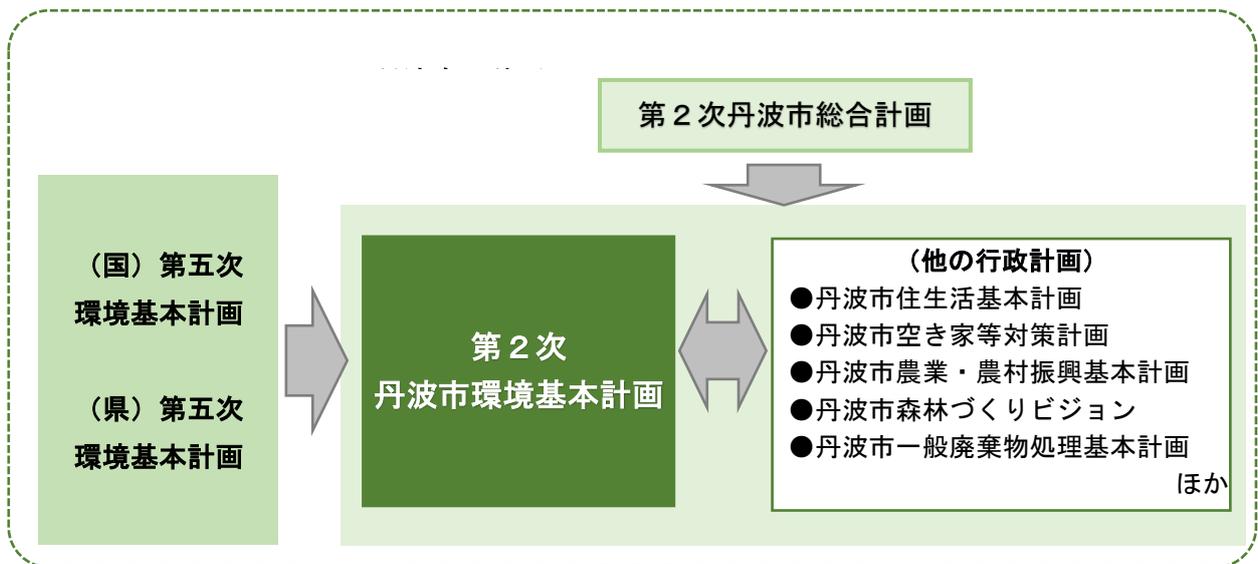
市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる基本方針に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を講じるものとする。

- (1) 環境への負荷が少ない自立・循環型のまちづくり
- (2) 生態系を育くむまちづくり
- (3) 安全で健全かつ快適・文化的な環境のまちづくり
- (4) 地球環境の保全に貢献するまちづくり
- (5) よりよい環境へ市民皆で取り組むまちづくり
- (6) 環境を守り育てる仕組みを確立したまちづくり
- (7) 前各号に掲げるもののほか、その他良好な環境の保全及び創造に資するまちづくり

3 計画の位置づけ

本計画は、丹波市環境基本条例に基づき、本市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、丹波市の行政計画の最上位に位置づけられる「第2次丹波市総合計画」を環境側面から具現化するための基本的な計画として定めるものです。

また、本市の他の行政計画に対して、環境面からの指針を示すものとなり、本市の環境政策の根幹となります。本計画の策定にあたっては、国や県の環境関連計画の理念や方向性と調整し、連携を図っていく必要があります。

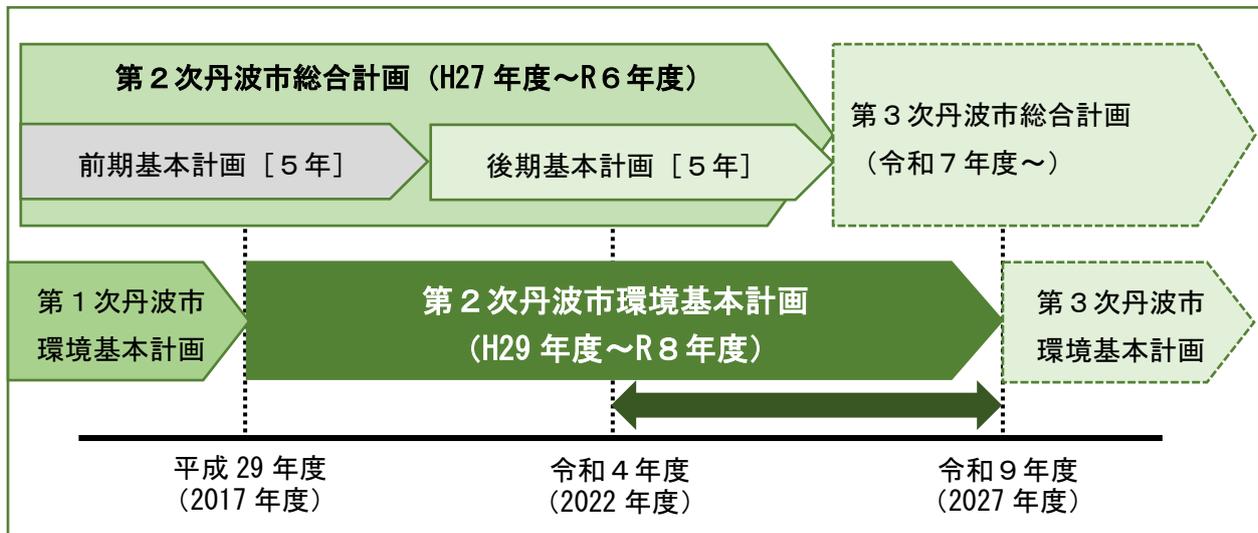


4 計画の期間

「第2次丹波市環境基本計画」（以下「第2次計画」という）は、中長期的な視点として、“今の子ども達が親となって子供を持つと考えられる時代”を見据えたものとし、目標年次を令和8年度（2026年度）とした、平成29年度（2017年度）から令和8年度（2026年度）までの10カ年計画としています。

なお、数値目標は中間年度の令和3年度（2021年度）まで設定がされています。

第2次計画の策定以降、社会経済情勢の変化や科学技術の進展がみられることから、これらに伴う環境問題を踏まえ、新たに数値目標等を設定することとします。



5 計画の対象

本計画は、丹波市全域を対象としますが、市域外に及ぶ環境への負荷の低減に努め、大気、水、地球環境に関わる問題など、広域的な取り組みを必要とする施策については、国・県及び他の市町などと連携して取り組みます。

また、市民、民間団体、自治会、自治協議会、事業者、行政だけでなく、観光等の来訪者、不在地主など、本市に関わりを持つ主体のすべてを対象とします。

なお、計画の対象となる環境の範囲は、以下のとおりとします。

分類項目	対象となる範囲
自然環境	生物、植物、生態系、農地、里地、森林、里山、源流など
生活環境	大気、水質、土壌、騒音、振動、地盤沈下、悪臭など
資源環境	廃棄物、エネルギー、水資源など
地域環境	歴史・文化、公園、景観など
地球環境	地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨など

6 計画の推進主体

本計画の推進にあたっては、計画策定主体である市の取り組みだけでなく、市民の日常生活や市民団体などの活動、事業者の事業活動における環境に配慮した取り組みの展開が必要です。

環境保全及び創造のために、市民、事業者、市がそれぞれ配慮すべき内容（環境配慮指針）を示し、市民、事業者、市が一体となって、それぞれの立場から参画と協働の取り組みを行うことにより、計画の推進を図ります。

(連携図)

第2章 環境の現状と課題

1 概況

(1) 位置

本市は、中国山地の東端、兵庫県の中東部に位置し、市内西部を南北に日本標準時子午線（東経 135 度線）が通っており、北は京都府福知山市、西は朝来市、多可町、南は西脇市、東は篠山市と隣接しています。阪神間から JR や自動車等で 1 時間 30 分から 2 時間圏域であり、比較的都会に近い田舎とされています。

図 位置図



(2) 地勢

面積は、493.21 km²で、内 75.4%にあたる 371.64 km²を森林が占めています。

市街地及び農地の大部分は標高 100m未滿の氾濫原に立地し、周囲は栗鹿山（標高 962m）をはじめとする標高 600m前後のやや急な斜面を持った山々で囲まれています。

なお、本市は、加古川の源流域にあつて、多紀連山県立自然公園と朝来群山県立自然公園の一部に含まれています。瀬戸内海に流れ込む加古川水系の高谷川と、日本海側に流れ込む由良川水系の黒井川が雨水を分ける、本州一標高の低い中央分水界（海拔 95m）を中心とした山地に挟まれた低地帯があり、太古の昔から、南北の生き物が交流するルートであることから、「氷上回廊」と名づけられています。

図 地形図

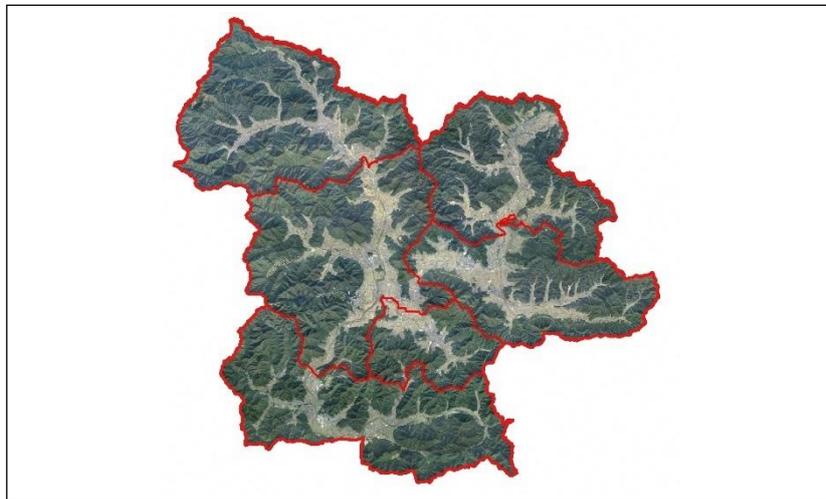
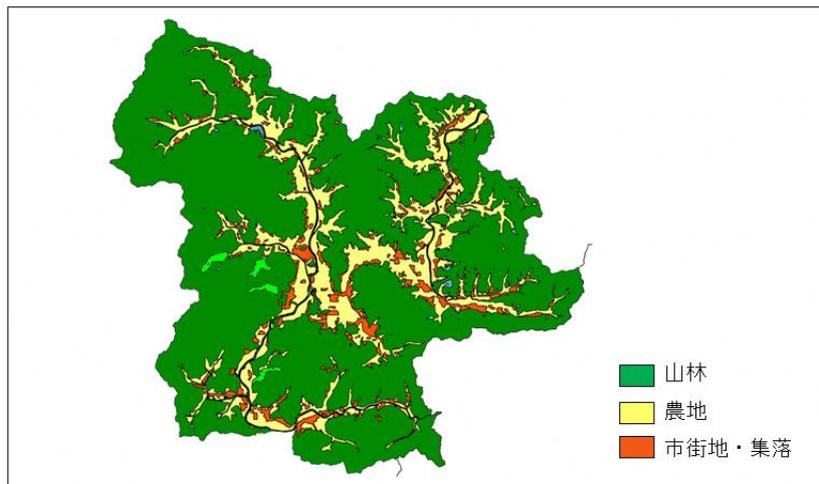


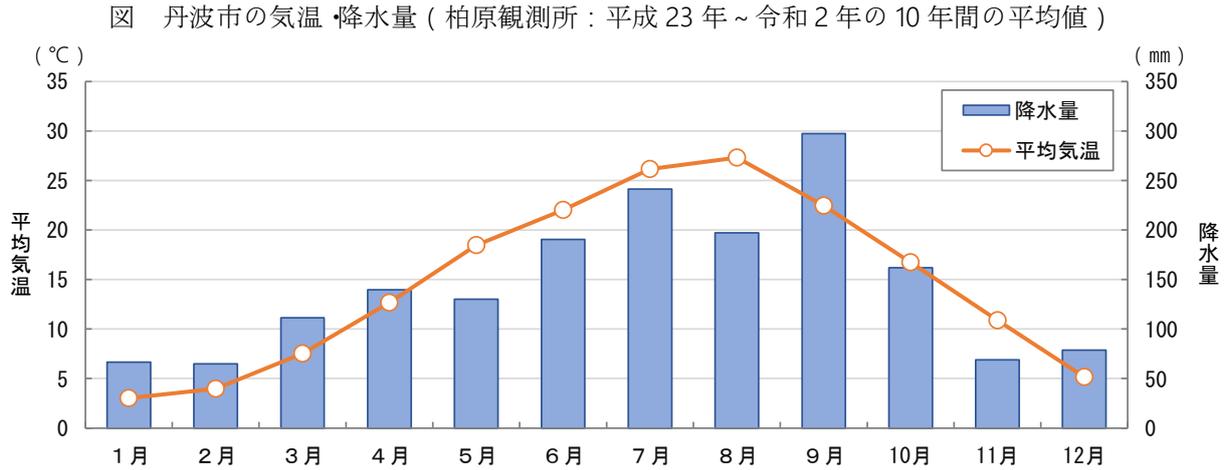
図 土地利用分類



(3) 気候

気候は、兵庫県南部の瀬戸内海型気候と内陸型気候に属し、年間の寒暖差、昼夜間の温度差が大きく、1月の平均気温が3℃程度であるのに対して、8月には27℃程度に上昇します。

秋から冬にかけて発生する霧は、「丹波霧」と呼ばれ、豊かな自然環境に一層の深みと神秘さを醸し出しています。



出典：気象庁統計データ

(4) 人口・世帯

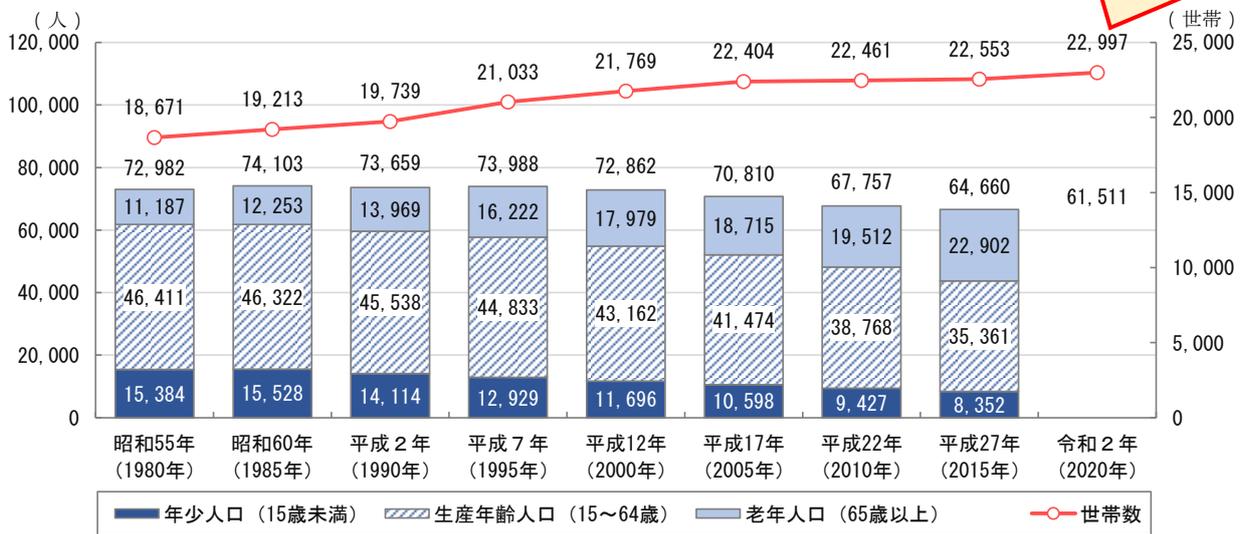
総人口は、昭和60年（1985年）以降、減少傾向にあり、令和2年（2020年）には、61,511人となっています。

一方、世帯数は、増加傾向で推移しており、令和2年（2020年）には、22,997世帯となっています。1世帯当りの人員は、昭和55年（1980年）の3.9人/世帯から、令和2年（2020年）には2.7人/世帯と減少を続けています。

今後も、人口の減少傾向は続く予想されており、国立社会保障・人口問題研究所では、令和27年（2045年）の丹波市の人口は令和2年（2020年）よりも約28%少ない44,500人程度になると推計されています。

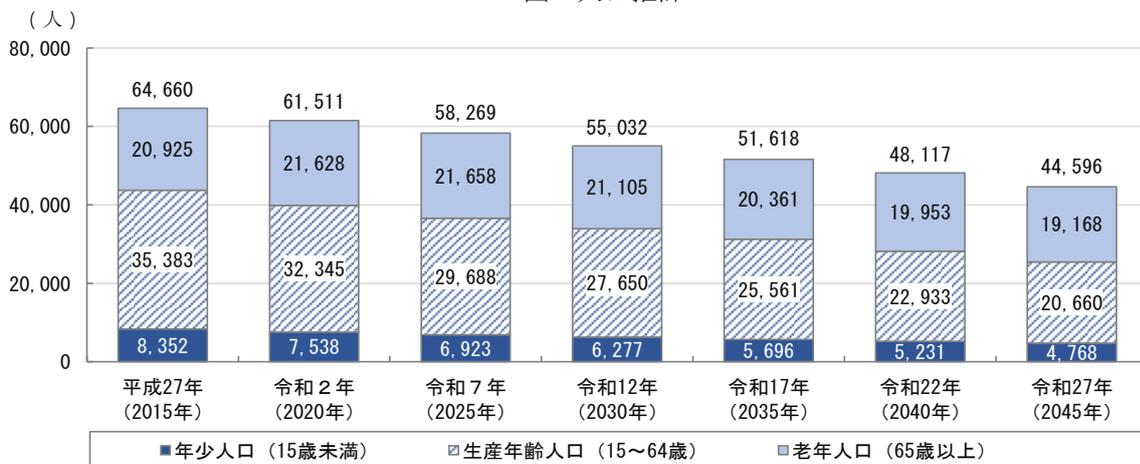
令和2年の国勢調査結果が公表され次第、更新します（11月頃予定）

図 人口及び世帯数の推移



出典：国勢調査（令和2年は速報値）※年齢不詳を含むため、年齢階層別人口の合計と一致しない。

図 人口推計



出典：国立社会保障・人口問題研究所

図 年齢区分別人口構成 (令和2年)

令和2年の国勢調査結果が公表され次第、
作成します (11月頃予定)

出典：国勢調査

令和2年の国勢調査結果が策定前に公表されれば、更新します。

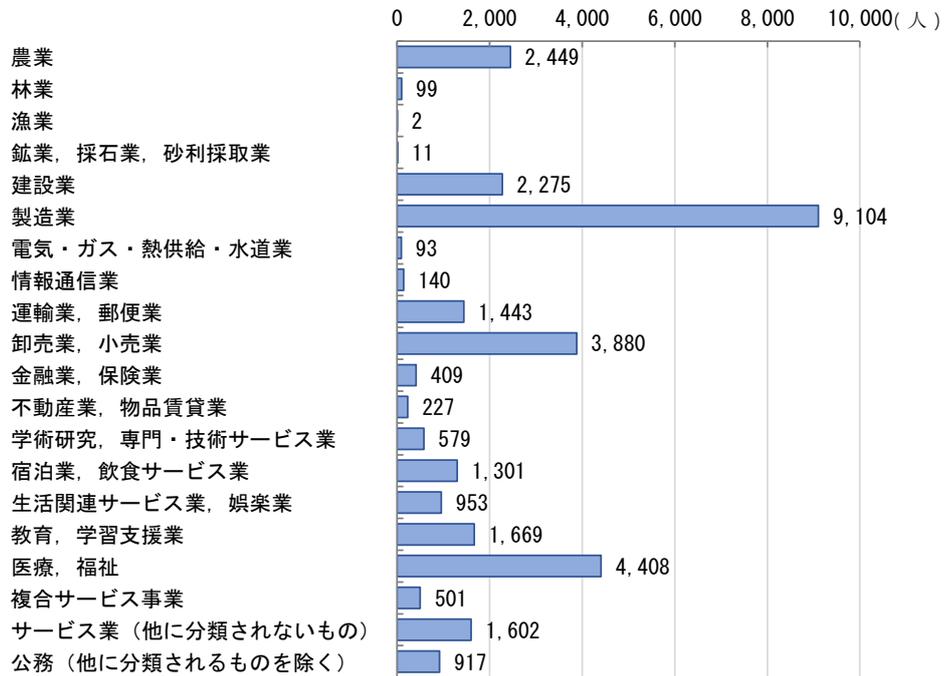
(5) 産業

■産業構造■

平成27年(2015年)の産業別産業従業者は、製造業が最も多く、次いで、医療・福祉、卸売業・小売業、農業、建設業の順となっています。

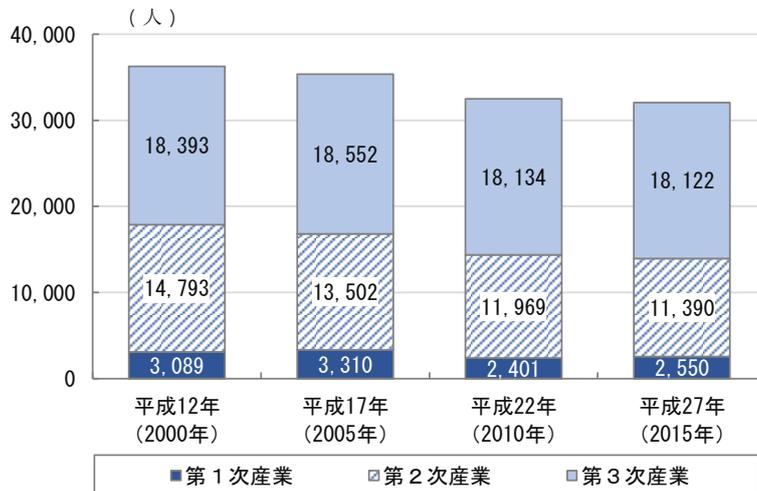
平成12年(2000年)以降の就業者数は減少傾向にあり、特に、第2次産業で就業する人口が減少しています。第1次産業は、平成22年(2010年)から平成27年(2015年)にかけて微増しています。

図 産業大分類別人口の状況(平成27年)



出典：国勢調査

図 産業大分類別人口の推移



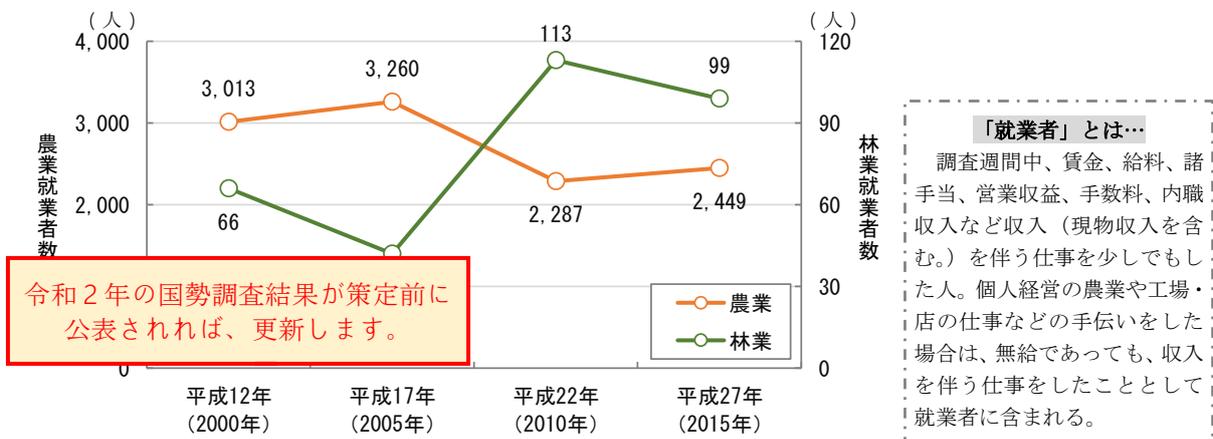
出典：国勢調査

■農林業の状況■

農林業の就業人口について国勢調査の結果をみると、農業の就業数は、減少傾向にあります。平成22年（2010年）から平成27年（2015年）にかけて微増しています。林業従業者数は、平成17年（2005年）の42人から平成22年（2010年）には113人に増加しましたが、その後平成27年（2015年）に99人に減少しています。

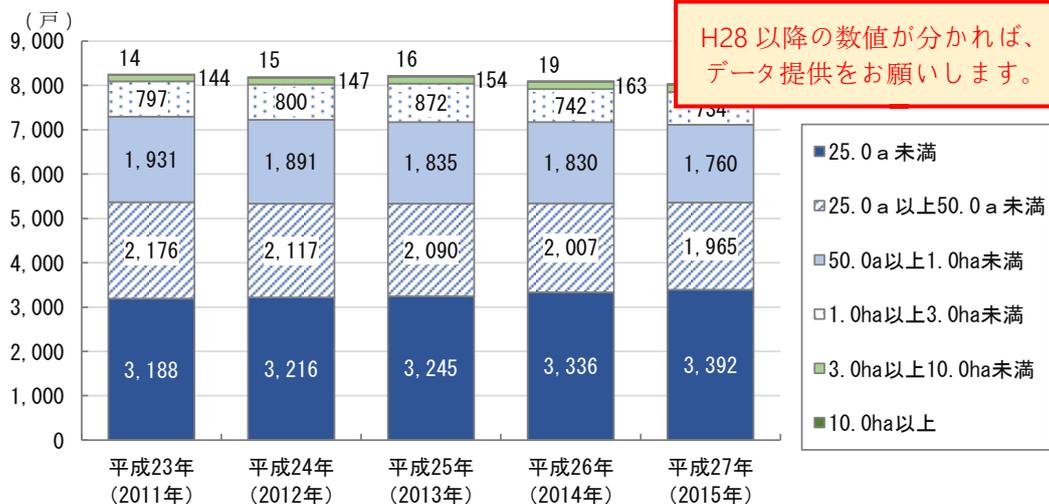
総農家戸数は、年々減少し続けており、平成27年度（2015年度）は8,033戸となっています。このうち、経営規模が1ha未満の農家は、7,117戸で、88.6%を占めています。過去5年間の経営規模別に見た農家戸数の変遷は、25aから3ha未満の農家戸数は減少していますが、25a未満と3ha以上の農家戸数が増加しています。

図 農業・林業従業者数*の推移



出典：国勢調査

図 経営規模別農家戸数の推移



出典：丹波市農業・農村振興基本計画「水稻生産実施計画書及び営農計画書集計」

2 環境を取り巻く状況

平成 29 年（2017 年）に第 2 次丹波市環境基本計画を策定して 4 年が経過しました。この間、環境問題を取り巻く社会状況に大きな変化がありました。

■第五次環境基本計画の策定■

平成 30 年（2018 年）4 月に「第五次環境基本計画」が閣議決定され、目指すべき社会の姿として、「地域循環共生圏」の創造、「世界の範となる日本」の確立、これらを通じた、持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）の実現が掲げられました。

また、SDG s の考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化していくというアプローチとともに、分野横断的な 6 つの重点戦略（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）が示されました。

《6 つの重点戦略》

- ① 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
- ② 国土のストックとしての価値の向上
- ③ 地域資源を活用した持続可能な地域づくり
- ④ 健康で心豊かな暮らしの実現
- ⑤ 持続可能性を支える技術の開発・普及
- ⑥ 国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築

《重点戦略を支える環境政策》

- 気候変動対策（地球温暖化対策計画・気候変動適応計画の各種施策の実施）
- 循環型社会の形成（循環型社会形成推進基本計画の各種施策の実施）
- 生物多様性の確保・自然共生（生物多様性国家戦略 2012-2020 の各種施策の実施）
- 環境リスクの管理（水・大気・土壌の環境保全、化学物質管理、環境保健対策）
- 基盤となる施策（環境影響評価、環境研究・技術開発、環境教育・学習、環境情報 等）
- 東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応

■持続可能な開発目標（SDG s）の取り組み■

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDG s）は、平成 27 年（2015 年）の国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた、令和 12 年（2030 年）までの国際目標で、17 の目標と 169 のターゲットから構成されています。

環境面においては、エネルギー、気候変動対策、循環型社会、生物多様性、森林、海洋等の環境保全などが掲げられており、すべての課題に統合的に取り組むとしています。



■温室効果ガス排出量の削減■

平成 28 年（2016 年）に発効された、令和 2 年（2020 年）以降の温室効果ガス排出削減等の新たな国際的枠組みであるでは、世界全体の目標として、産業革命以前に比べて世界の気温上昇を 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することが掲げられています。令和元年（2019 年）12 月に開催された C O P 25 では、温室効果ガスの削減・抑制目標の引き上げについて検討が行われ、温室効果ガスの削減目標を引き上げることで合意しています。

国内では、令和元年（2019 年）に閣議決定された「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」において、令和 32 年（2050 年）までに 80%の温室効果ガスの削減に取り組むことを基本的な考え方とし、最終到達点として「脱炭素社会」を達成することを掲げており、その達成に向けて、ビジネス主導の非連続なイノベーションを通じた「環境と成長の好循環」の実現を目指すことが示されています。

令和 2 年（2020 年）10 月、第 42 回地球温暖化対策推進本部において、2050 年には国内の温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることを宣言し、各省庁と横断的な取組で環境の成長産業化を進めるとともに、令和 32 年（2050 年）までの脱炭素社会の実現向け政策を組み合わせ、「地球温暖化対策計画」や「エネルギー基本計画」についても反映することとしました。

また、気候変動への関心の高まりにより、自治体の積極的な動きが加速しています。令和 3 年（2021 年）7 月時点では、432 自治体（40 都道府県、256 市、10 特別区、106 町、20 村）が「2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明しています。兵庫県では、令和 2 年（2020 年）3 月改定の「兵庫県地球温暖化対策推進計画」の中で、“長期的なあるべき将来像”として「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ」の方向性を示し、その実現に向けて審議を進めています。

■気候変動による影響への適応■

気候変動に起因する災害等の影響への備えの必要性が高まっていることから、平成 30 年（2018 年）には「気候変動適応法」が公布・施行されるとともに、「気候変動適応計画」が閣議決定されました。気候変動の影響は、気候条件、地理的条件、社会経済条件等によって地域ごとに異なることから、基盤的施策の一つとして「地方公共団体の気候変動適応に関する施策の促進」を掲げ、国と地方公共団体等が連携して地域における適応策を推進することとしています。

■資源循環の取り組み■

令和元年（2019 年）6 月に開催された G20 大阪サミットにおいて、令和 32 年（2050 年）までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。その実現に向け、各国が対策について情報共有を行い、相互学習を通じ効果的な対策を実施することを促すため、「G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組」が採択され、G20 首脳に承認されました。

国内では、平成 30 年（2018 年）に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、令和元年（2019 年）5 月には「プラスチック資源循環戦略」を策定し、3 R +Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進しています。

■生物多様性に関する取り組み■

平成 22 年（2010 年）に開催された生物多様性条約第 10 回締結国会議（C O P 10）において、「生物多様性戦略計画 2011-2020」及び「愛知目標」が採択され、令和 32 年（2050 年）までの長期目標として「自然と共生する世界」の実現を掲げ、世界各国において具体的な取組が進められています。

令和 2 年（2020 年）1 月には、「生物多様性戦略計画 2011-2020」の期間の終了を見据え、国連の生物多様性条約事務局から「ポスト愛知目標」の草案が発表されています。大きな変更点として、「より実効性を持たせるため、数値による定量目標を多く盛り込んだこと」、「I P B E S 報告書が指摘した生物多様性の 5 つの脅威、「土地利用」「外来生物」「汚染」「乱獲」「気候変動」への対策を盛り込んだこと」、「最終年が同じ 30 年の S D G s（持続可能な開発目標）と整合性を取ったこと」が挙げられています。

国内では、平成 24 年（2012 年）9 月に「生物多様性国家戦略 2012-2020」が閣議決定された後、愛知目標の達成に向けたロードマップとして、13 の目標と 48 の主要行動目標等を定めるとともに、令和 2 年度（2020 年度）までに重点的に取り組むべき施策の方向性として「5 つの基本戦略」が設定されました。次期生物多様性国家戦略は、令和 3 年（2021 年）の C O P 15 で採択予定のポスト 2020 生物多様性枠組を踏まえて策定される予定となっています。

■国、県、丹波市の取り組み■

これらの環境問題が山積する中で、国、兵庫県、丹波市では、新しい法令や計画を策定し、対応を図っています。丹波市環境基本計画策定後（平成 19 年（2007 年）以降）の主な社会状況、新たに公布された法令、策定された計画等を表に示します。

●第 1 次丹波市環境基本計画策定後（平成 19 年（2007 年）以降）の主な国・県・市の動向●

H19	丹波市環境基本計画策定	
H20	国の主な動き	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 京都議定書目標達成計画改定 ➢ 生物多様性基本法公布 ➢ 第二次循環型社会形成推進基本計画策定
H21	国の主な動き	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地球温暖化対策の推進に関する法律改正 ➢ 微粒子状物質に係る環境基準の設定
H22	国の主な動き	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 生物多様性国家戦略 2010 策定 ➢ 里地里山保全活動行動計画策定
	丹波市の動き	丹波市地域新エネルギービジョン策定
東日本大震災発生		
H23	国の主な動き	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 環境教育等による環境保全の取り組みの促進に関する法律改正 ➢ 再生可能エネルギー特別措置法公布
	丹波市の動き	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 丹波市一般廃棄物処理基本計画策定 ➢ 丹波市地域新エネルギービジョン（重点ビジョン）策定
H24	国の主な動き	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 第四次環境基本計画策定 ➢ 生物多様性国家戦略 2012-2020 策定 ➢ 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取り組みの推進に関する基本的な方針 ➢ 都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）公布 ➢ 小型家電リサイクル法公布（H25 施行）
	丹波市の動き	丹波市森林づくりビジョン策定

H25	国の主な動き	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 温室効果ガス排出量の新たな目標の表明 ➢ IPCC第5次評価報告書 ➢ 第三次循環型社会形成推進基本計画策定 ➢ 国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（変更） ➢ 省エネ法改正 <ul style="list-style-type: none"> ・電気需要の平準化推進（H26.4 施行） ・トップランナー制度建築材料等へ拡大（H25.12 施行） ➢ 地球温暖化対策推進法改正（三つっ化窒素を温室効果ガスの種類として追加）
H26	国の主な動き	<ul style="list-style-type: none"> ➢ エネルギー基本計画（第四次）策定 ➢ ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法改正 ➢ 鳥獣保護法改正 ➢ 水循環基本法公布
	兵庫県の動き	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 第4次兵庫県環境基本計画策定 ➢ 生物多様性ひょうご戦略改定
丹波市豪雨災害発生（8月）		
H27	国の主な動き	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国連総会で持続可能な開発目標（SDGs）採択 ➢ 海洋ごみ問題に対処するためのG7行動計画策定（6月） ➢ パリ協定 ➢ 日本の約束草案 ➢ 水循環基本計画策定 ➢ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針
	丹波市の動き	第2次丹波市総合計画策定
H28	国の主な動き	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地球温暖化対策計画策定 ➢ 建築物省エネ法一部施行（H27.7 公布）
	兵庫県の動き	➢ 兵庫県バイオマス活用推進計画策定
	丹波市の動き	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 丹波市丹（まごころ）の里創生総合戦略策定 ➢ 丹波市住生活基本計画策定 ➢ 丹波市空き家等対策計画策定 ➢ 丹波市農業・農村振興基本計画策定
第2次丹波市環境基本計画策定		
H29	国の主な動き	➢ G20「海洋ごみ行動計画」の立ち上げに合意（7月）
	丹波市の動き	➢ 丹波市一般廃棄物処理基本計画策定
H30	国の主な動き	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 第五次環境基本計画策定 ➢ 気候変動適応法施行（H30.6 公布） ➢ 気候変動適応計画策定 ➢ 第四次循環型社会形成推進基本計画策定 ➢ 海岸漂着物処理推進法改正 ➢ エネルギー基本計画（第五次）策定 ➢ G7「海洋プラスチック憲章」を承認（6月）
	兵庫県の動き	兵庫県廃棄物処理計画改定
H31 R01	国の主な動き	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針 ➢ プラスチック資源循環戦略策定 ➢ G20大阪サミットでの大阪ブルー・オーシャン・ビジョン合意（6月）
	兵庫県の動き	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 第5次兵庫県環境基本計画策定 ➢ 生物多様性ひょうご戦略改定
	丹波市の動き	➢ 丹波市まちづくりビジョン策定
R02	国の主な動き	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略策定 ➢ 第1回国・地方脱炭素実現会議（12月）
	丹波市の動き	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 第2次丹波市総合計画後期基本計画策定 ➢ 第2期丹波市人口ビジョン・第2期丹波市丹（まごころ）の里創生総合戦略策定
R03	国の主な動き	<ul style="list-style-type: none"> ➢ IPCC第6次評価報告書 ➢ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律閣議決定（R4.4 施行予定）
	兵庫県の動き	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 兵庫県バイオマス活用推進計画2030策定 ➢ 兵庫県地球温暖化対策推進計画改定
	丹波市の動き	➢
第2次丹波市環境基本計画（改訂版）策定		

3 環境の現状と課題

(1) 自然環境の現状と課題

(2) ごみの分別・リサイクルの現状と課題

(3) 地球温暖化防止に関する現状と課題

(4) 公害や景観などの生活に身近な環境の現状と課題

(5) 環境保全活動の現状と課題

第3章 目指すべき将来像とその実現に向けた方向性

1 目指すべき将来像

豊かな自然と美しく懐かしい田園風景など、先人が築いてきた環境を守り、また、丹波市らしい環境を創造するため、丹波市環境基本条例の基本理念を踏まえ、丹波市の目指すべき将来像を次のように設定します。

丹波の森と農を活かし、人と自然が共生する源流のまち

今後、人口が一層減少すると見込まれている中で自然環境を持続的に守り育てていくためには、自然環境を活用した産業や暮らしを創造するなど、地域の活力を生み出しながら自然環境を維持向上させていく仕組みを構築することがますます重要となっています。

第1次丹波市環境基本計画では、丹波市が加古川と由良川の源流に位置し、丹波市の環境問題は下流域にも影響を与えること、また、丹波市の個性でもある“源流のまち”を次世代へ継承する必要があることを踏まえ、第1次計画で定めた将来像の「丹波の森と農を活かし、人と自然が共生するまち」に“源流の”を加えた丹波市の目指すべき将来像を掲げ、取り組みを行ってきました。

2 施策推進の基本的な視点

本計画を効果的に推進するため、常に踏まえるべき共通の考え方として、5つの視点を定めます。

【視点1】健康で安全に暮らせるまちづくりに貢献する

環境の質の向上により、全ての市民が健康で快適な生活を送り、安全・安心に暮らすことができるまちづくりに貢献します。

【視点2】市の魅力向上と地域産業の発展に貢献する

環境をキーワードに人が集まり、農林業・商工業などの地域産業に環境の側面から新たな付加価値を加え、ヒト・モノ・カネが循環する地域社会の構築に貢献します。

【視点3】地域の個性を活かし、豊かな環境資源を次世代へ継承する

本市の豊かな自然、伝統的な歴史文化、人と人との繋がりを大切にし、豊かな環境資源をより良いものにして次世代に継承します。

【視点4】参画と協働により環境保全を推進する

市民一人ひとりが環境に配慮した行動を実践するとともに、市民・民間団体、自治会、自治協議会・地域団体・市民活動団体、中間支援団体、行政の参画と協働により環境保全の取り組みを推進します。

【視点5】人づくりを推進する

地域の自然や環境を理解し、環境保全への取り組みに向けて自発的に行動する人づくりを推進します。

3 基本目標の設定

「丹波市の目指すべき将来像」を実現するために、5つの基本目標と、それらの基本目標を実現するための各分野を横断する共通目標を掲げます。

共通目標 地域循環共生圏の構築

多様な主体と連携することで、地域内でのエネルギーや資源・経済の循環を促すとともに、分野横断的な地域間での交流や広域的なネットワークづくりにより、自立・分散型の社会を形成し、地域の特性に応じて資源を補完し支えあう「地域循環共生圏（国の第五次環境基本計画に掲げられた概念）」の実現を目指し、環境・エネルギー政策を契機とする経済・社会との統合的取組を推進します。

基本目標1 “里地里山”の保全・再生と循環利用

森林の多面的な機能を高める森林整備や環境に配慮した農作物づくりなどを通して、自然環境をより安全で豊かなものとしていきます。また、森林整備によって生じる用途のない間伐材をバイオマスイエネギーとして利用することを推進し、新しい環境調和型産業の育成を通して、人・自然・産業・暮らしが循環する“循環型社会”の実現を目標とします。

基本目標2 資源を大切にするライフスタイルの定着

高度成長期に始まる大量生産・大量消費型の社会システムやライフスタイルがさまざまな地球規模の環境問題を生じさせていることを踏まえ、日常生活や事業活動等で資源を大切にし、地球環境を保全するライフスタイルや社会システムの確立を目標とします。

基本目標3 地球温暖化の防止

地球温暖化は、本市の環境や市民生活に深刻な影響をもたらす危険性があり、環境への負荷の少ない脱炭素社会（ゼロカーボンシティ）の実現が喫緊の課題となっており、本市においても今後取り組んでいく必要があります。

市民の安全で安心な暮らしや本市の豊かな自然資源を「未来」へ引き継ぐため、市民・事業者との連携・協働により、これまでの省エネルギー化（省エネ）の推進を継続するとともに、気候変動の影響への適切な備えや対応が進んだ、脱炭素社会に向けた持続可能な都市の実現を目標とします。

基本目標 4 快適で安心して暮らせる環境の保全

身近な環境や景観を安全で適正に保ち、市民はもとより、来訪者が気持ちよく訪れることのできる環境、景観を目指していきます。このために、大気、水質、悪臭など公害の監視や未然防止のほか、景観を向上させていくことにより、自然環境等を活かした地域間交流の推進、移住・定住の促進が実現していくことを目標とします。

基本目標 5 人の輪で育む環境づくり

丹波市の豊かな自然、伝統的な歴史文化を守っていくためには、市民、事業者、行政が一体となり環境に配慮した行動に取り組む必要があります。人と人とのつながりを大切にし、豊かな環境資源を次世代に継承していくために、ボランティアの育成支援や環境学習の機会提供などを通して環境に関わる人の輪を大きくし、“市民総がかり”で取り組みを進めていくことを目標とします。

4 環境施策の方向性と施策体系

(体系図の掲載)

第4章 具体的に実施すること

基本目標1 “里地里山”の保全・再生と循環利用

■ 将来の環境イメージ

- 市内の広い面積を占める森林の管理に携わる人が増え、森林の持つ多面的機能や防災力の向上が図られています。
- また丹波市産材を使用した住宅が増え、家庭では薪ストーブや薪ボイラーが普及し、木質バイオマスエネルギーが利用されています。
- 質の高い農産物の生産が増え、丹波市産の農産物が今まで以上に注目され、販売効果が高まっています。若者を中心とした担い手も増え、農家の生産意欲が増加しています。

1 目標実現に向けた市の取組

■ 里地里山の保全・再生

- 林業の育成を通じた森林の間伐促進や混交林化を進め、産業としての林業振興と森林の持つ多面的な機能を維持するための森林管理をバランスよく行い、生物多様性が高く、防災面にも配慮した森づくりを行います。
- 適正な土地利用の推進、森林・緑地保全の観点から開発行為を適正に誘導することにより、緑豊かな地域環境を活かした開発に向けた指導を行います。
- 環境学習を通じて、丹波市の環境における里山の重要性の理解促進と、里地里山環境の保全を図ります。また、里山と私たちの暮らしとの関わりについて学ぶ場として里地里山を活用していきます。

《実施事項》

- ・森林の多面的な機能を高めるための森林整備
- ・環境に配慮した農業の推進
- ・緑地や自然環境を活かした開発の指導

■ 里地里山を活かした循環型社会の実現

- 森林整備や管理で発生する間伐材の多くが林内に放置され、活用されていないことから、住宅の新築や増改築等に際して、積極的に丹波市産材の利用を促進するとともに、森林整備で生じる用途のない間伐材を「バイオマス燃料」として薪ストーブやボイラー等に活用することを推進します。

《実施事項》

- ・木質バイオマスの利活用の推進

■生物多様性の保全

- 農地では、環境に配慮した農業生産活動を広め、生物多様性の保全に効果の高い取り組みを推進します。
- 「生物多様性丹波市戦略（仮称）」を策定し、生物多様性の重要性について市民・事業者の理解向上に努めるとともに、生物多様性確保に向けた取り組みを行います。
- 地域の生態系を保全するため、在来種の活用、特定外来生物への対策を進めます。
- 生き物の生息空間を確保できるよう、近隣自治体や河川管理者等とも連携しながら広域的な生態系ネットワークの形成に努めます。

《実施事項》

- ・生物多様性の保全
- ・特定外来生物の情報発信

■有害鳥獣や外来生物の防除

- 農林業や生態系等に影響を及ぼす有害鳥獣や外来生物の被害を抑制しつつ、国県の施策を踏まえ、各関係機関との連携により有効的な捕獲を実施し、拡大防止をめざし生態系の保全を図ります。

《実施事項》

- ・有害鳥獣・外来生物の被害防止対策
- ・有害鳥獣・外来生物の拡大防止対策

■自然環境の保全・育成につながる人づくり

- 林業事業体への安全衛生教育等を通じた支援や、NPO、森林ボランティア等の団体の育成、支援を行っていきます。
- 農業分野では、従事者の高齢化などによって遊休農地が発生していることから、新規就農者への支援や多様な担い手の確保・確保を行っていきます。
- 自然豊かな水辺環境を守り育てるため、市民参加による維持管理に努めます。

《実施事項》

- ・森林づくりを支える人づくり
- ・農業を支える人づくり
- ・生物多様性を支える人づくり

2 数値目標

取組名	環境指標名	現況値 (R2)	目標値 (R8)	実施期間(年度)				
				4	5	6	7	8
災害に強い森づくり (県民緑税事業)	緊急防災林整備面積							
	野生動物育成林整備面積							
	里山防災林整備面積							
森林整備の推進	森林整備面積							
農地の保全の推進 (多面的機能支払交付金事業の推進)	活動組織数							
	活動面積							
環境創造型農業の推進	有機農業生産者数 (有機 JAS 認証農家数)							
木質バイオマスエネルギーの導入促進	薪ストーブ・薪ボイラー購入補助台数							
木質バイオマスへの転換量	取扱原木量(チップ)							
	取扱原木量(薪)							
木の駅プロジェクトの推進	木の駅プロジェクト参加者数							
住宅への地元産材の利用促進	使用木材量(個人物件のみ)							
地域協働による森林整備活動の取り組みの推進	森林山村多面的機能発揮対策交付金交付組織数							
	住民参加型森林整備取組組織数							
	地域の森林づくり活動組織数							
担い手農業者の育成支援	認定農業者数 集落営農組織数							
野猪等被害防止柵設置の支援	鳥獣被害防止柵設置総延長							
新規就農者の育成支援	新規就農者数							

3 市民・事業者の取組

■里地里山の保全・再生

市民	<ul style="list-style-type: none">● 森林の所有者は、責任をもって適正な森林管理を行います。● 市が行う自然環境保全施策や、里山の管理に対してできる範囲で協力します。● 川や緑地などを汚さないよう注意し、ごみはきちんと持ち帰ります。
事業者	<ul style="list-style-type: none">● 林業事業者は森林所有者や他の事業者と連携し、森林づくりを先導する役割を担います。● 事業活動にともなう、地域の自然環境への負荷を最小限に抑えます。● 自然の減少につながるような事業活動を行う場合には、代替措置として植林や他の地域での自然回復に努めます。● 環境に配慮した原材料を調達します。

■里地里山を活かした循環型社会の実現

市民	<ul style="list-style-type: none">● 薪ストーブなどの自然エネルギーの導入を検討します。● 住宅の新築や増改築等に際しては、積極的に丹波市産材を利用します。
事業者	<ul style="list-style-type: none">● 事業活動の中で、必要に応じて丹波市産材の積極的な利用を進めます。● 薪ボイラーや太陽光発電などの自然エネルギーの導入を検討します。

■生物多様性の保全

市民	<ul style="list-style-type: none">● 自生する植物はむやみに持ち帰らないなど、生きものを大切にします。● 丹波の豊かな自然環境である緑や水辺に親しみます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">● 事業所内外の在来の動植物を保護します。● 森林保全や生きものを守る活動に積極的に参加します。● 緑や水辺環境を活用して環境を学習する子どもたちへの支援や協力をします。

■有害鳥獣や外来生物の防除

市民	<ul style="list-style-type: none">● 外来種や、本来その地域に生息しない動物、魚、昆虫などを放さないようにします。● 野生動物の餌となる生ゴミや収穫しない作物などを放置することはやめます。撤去できる物は取り除き、できない物は囲うなど防護します。
事業者	<ul style="list-style-type: none">● 生態系に影響のある特定外来生物の駆除活動に協力します。

■自然環境の保全・育成につながる人づくり

市 民	<ul style="list-style-type: none">● 地域活動やボランティア活動を通じて森林づくりに参加します。● 身近にある希少な自然環境資源について学び、その重要性を理解し、保全に努めます。● 森林や農地などの持つ公益的機能（防災や水源かん養機能など）の重要性への理解を深めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">● CSRの一環として、社員教育やレクリエーションも兼ねて森林づくりに参加します。● 地域における自然観察会や緑化運動などに協力・支援します。

基本目標 2 資源を大切にするライフスタイルの定着

■ 将来の環境イメージ

- 市民一人ひとりに5Rの意識が定着し、適正なごみの分別が行われ、使えるものや再生利用されるものも増えて、ごみとして出されるものは減ってきています。
- フードドライブやフードバンクの活用等により、食品ロスが削減されています。

1 目標実現に向けた市の取組

■ 5Rの推進

- ごみの減量には、ごみ発生を抑制すること、すぐに捨てずに再利用できるものは再利用すること、資源として再利用すること、の3つが大切です。本市では、この3つに、不要なものはもらわないこと、修理して使うこと、の2つの取り組みを追加した5つの取り組みについて、市民や事業者などと協働して推進していきます。
- ごみ減量につながる意識啓発、正しい分別・排出方法の普及に努めます。

《実施事項》

- ・リサイクルの推進

■ ごみの減量化

- 家庭系ごみのさらなる減量・資源化に向けて、食品ロスの発生を予防する取組や生ごみの減量を推進するとともに、地域における集団回収など資源化の取り組みを支援します。
- 増加傾向にある事業系ごみの減量・資源化に向けて、拡大生産者責任の考え方に基づく事業者の容器包装削減や店頭回収、食品ロス削減などの取り組みを支援します。

《実施事項》

- ・ごみの適正な分別の推進
- ・食品ロス削減に関する普及啓発

2 数値目標

取組名	環境指標名	現況値 (R2)	目標値 (R8)	実施期間(年度)				
				4	5	6	7	8
ごみの発生抑制	一人一日当たりごみ発生量							
ごみの資源化推進	ごみのリサイクル (資源化率)							

3 市民・事業者の取組

■ 5Rの推進

市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 不用になったものは、知人に譲ったり、バザーやフリーマーケットを活用したりします。 ● 自治会や子ども会などが実施している、集団回収や不用品交換会などに参加・協力します。 ● 買い物には“マイバック”を持参します。また、“マイ箸”や“マイボトル”を持参し、資源を大切にします。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● マイバック運動の推進、ばら売り量り売りでの販売、過剰包装の抑制などに取り組みます。 ● リサイクルに対する関心、理解を深め、循環型社会の構築に向けた事業に積極的に参加、協力します。

■ ごみの減量化

市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 「もったいない」の気持ちで自らの生活様式を見直し、ごみの排出量を減らします。 ● ごみの分別の徹底に努めます。 ● 食材は無駄なく利用するようにします。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 使い捨て製品の製造販売や過剰包装の自粛、製品の長寿命化、軽量化、薄型化など廃棄物の発生抑制に努めます。 ● 紙使用量の削減、廃棄物の再資源化の徹底、梱包材の再利用などに取り組みます。

基本目標3 地球温暖化の防止

■ 将来の環境イメージ

- 市内では電気自動車が普及し、自動車としての役割のほか、住宅用蓄電池としても活用されています。公共用交通の利用者が増え、二酸化炭素排出量の運輸部門の割合が減少しています。
- 環境に配慮した事業者が増え、地球温暖化防止の意識が定着しています。従業員への環境教育も定着しています。
- 新型コロナウイルス感染拡大を契機とした暮らし方・働き方の変化により、市民・事業者がライフスタイルやビジネススタイルを変えていくことで抜本的な省エネルギーが進んでいます。

1 目標実現に向けた市の取組

■ 脱炭素社会への移行

- 2050年までの脱炭素社会の実現を目指し、家庭や事業所からの二酸化炭素排出量の削減、市役所における率先的な取り組みを進めます。
- 市民や事業所に向けて、二酸化炭素排出削減につながるライフスタイル・ビジネススタイルの普及啓発を進めます。

《実施事項》

- ・

■ 新・省エネルギーの活用

- 災害時対策も視野に入れつつ、市内で使用されるエネルギーの脱炭素化を進めていくため、住宅・事業所等における再生可能エネルギー利用を促進します。また、水素エネルギーなど、次世代エネルギーに関する市民・事業者への情報提供・普及啓発を進めます。
- 業務ビルや店舗など、事業所における省エネルギー化の取組に関する普及啓発を進めます。

《実施事項》

- ・ 公共施設、民間事業所、市民等の省エネルギー化推進
- ・ 省資源・省エネルギーの推進
- ・ 公共交通の利用促進

■気候変動に備える

- 気候変動の影響による被害の回避や軽減をするための適応策を強化します。
- 地球温暖化や気候変動の影響に関する最新の情報等を収集し、市民にわかりやすく提供します。
- 樹木による二酸化炭素の吸収・固定、省エネルギーに寄与する建物の緑化など、地球温暖化対策につながる緑の保全・創出を進めます。

《実施事項》

- ・地球温暖化及び気候変動に係る情報発信を行います。

2 数値目標

取組名	環境指標名	現況値 (R2)	目標値 (R8)	実施期間(年度)				
				4	5	6	7	8
地球温暖化及び気候変動に備える	地球温暖化及び気候変動に係る情報発信							
丹波市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の実施	温室効果ガス排出量							
地球温暖化防止対策推進事業所認定制度の普及	地球温暖化防止対策推進事業所認定件数							
公共交通の利用促進	JR 福知山線 7 駅の乗車人員							
	路線バス利用者							
	デマンド(予約)型乗合タクシー利用者							
電気自動車の普及促進	電気自動車購入補助台数							

3 市民・事業者の取組

■脱炭素社会への移行

市民	<ul style="list-style-type: none">● 日常の生活で不要な照明を使わず、冷暖房の適正温度（冷房 28℃、暖房 20℃）など省エネに努めます。● 自動車の利用を控え、できるだけ自転車や公共交通機関を利用します。● 車を買替える時は電気自動車などの低公害車を検討します。
事業者	<ul style="list-style-type: none">● 化石燃料の使用量削減などにより、温室効果ガスの排出削減に努めます。● 電気機器は長時間使用しないときは電源を切ります。● 昼休みの消灯、冷暖房の適正温度（冷房 28℃、暖房 20℃）など省エネルギー活動を推進します。

■新・省エネルギーの活用

市民	<ul style="list-style-type: none">● 暮らしの知恵（すだれ、打ち水など）を取り入れ、省エネルギー対策を実践します。● 住宅や家電は省エネルギー効率の高いものを選びます。● 新・省エネルギー設備の活用を検討します。なお、設備等の設置時には周辺の生活環境に配慮します。
事業者	<ul style="list-style-type: none">● 事業所の整備にあたっては、再生可能エネルギーの利用を検討し、環境性能の高い設備や建築物となるよう努めます。● 次世代自動車やクリーンディーゼル車など環境性能の高い自動車導入を検討します。

■気候変動に備える

市民	<ul style="list-style-type: none">●
事業者	<ul style="list-style-type: none">● 丹波市地球温暖化防止対策推進事業所の認定を検討します。

基本目標4 快適で安心して暮らせる環境の保全

■ 将来の環境イメージ

- 多くの市民や事業者が率先して地域の美化活動や環境を守る活動に参加し、とても美しい気持ちの良い風景・自然環境が広がっています。
- ~~○自然資源や農林業を活用したニューツリズムが盛んになり、市外からの観光客が増え活気にあふれています。~~
- 豊かな自然環境の丹波市への田舎暮らしを求める移住者が増え、空き家が有効活用されています。

1 目標実現に向けた市の取組

■公害の未然防止と拡大抑制

- 公害に関する苦情には引き続き適切に対処するとともに、県と連携した公害を未然に防止する体制や監視体制を充実させ、また、不法投棄など生活型の公害への対応を行います。
- 不法投棄に対しては、環境パトロールや監視カメラの設置や、警察との連携により、未然防止、拡大抑制を行います。

《実施事項》

- ・環境の監視
- ・公害の防止
- ・公害発生時の適正対応
- ・不法投棄防止のためのパトロールや啓発の実施

■河川環境の保全

- 河川環境を保全していくために、浄化槽整備区域内の浄化槽整備や適正管理、下水道への接続率を向上させるための取り組みなどを進めていきます。
- 河川環境整備事業の実施や地域が取り組む河川愛護活動への支援を行います。
- ~~○河川等に近接する樹林地等の緑については、河川敷の草地などとの連続性に配慮しながら、水辺環境との一体的な保全に努めます。~~

《実施事項》

- ・河川環境の保全
- ~~・水辺環境との一体的な保全~~

■景観保全の推進

- 近年、空き家数の増加が問題となっています。老朽化して管理不全な状態になった空き家は、景観面だけではなく、安全、衛生、防犯等生活環境全般に影響を与えることから、適正管理や利活用を促進します。
- 景観や生活環境を向上させる取り組みを行うことにより、市民が健康で快適に暮らせることはもとより、観光客の誘致や定住促進に結び付けていくことを目指します。
- 公共施設等のデザインは周囲の街並みに十分配慮するとともに、主要な道路の沿道等においては、都市計画法等の各種法令に基づいて建物の高さや壁面位置などを誘導し、統一感のある街並みの形成に努めます。
- 地域の歴史・文化の特性に配慮した景観の保全に向けて、地域との連携を図りながら周辺の景観づくりを進めていきます。

《実施事項》

- ・ 県の景観条例に基づく景観保全推進
- ・ 不適正な屋外広告物の規制
- ・ 沿道、公園の緑化促進
- ・ 空き家・空き地の適正管理
- ・ 調和のとれた街並みの形成

■自然環境等を活かした地域間交流の推進、移住・定住の促進

- ~~本市の自然環境等の地域資源を活かした体験、学習、交流の機会を提供し、ニューツーリズムを推進し、交流人口や移住・定住につながる取り組みを図ります。~~
- 空き家の流通を促進するため、「住まいるバンク」を通じて、移住・定住希望者に紹介するとともに、丹波市で活躍されている魅力的な人やイベントなどの情報を都市部に向けて発信します。

《実施事項》

- ・ 空き家の有効活用促進
- ・ ~~自然環境等の地域資源を活かした交流~~
- ・ ~~都市部に向けた田舎暮らしの魅力発信~~

2 数値目標

取組名	環境指標名	現況値 (R2)	目標値 (R8)	実施期間(年度)				
				4	5	6	7	8
不法投棄の防止対策	不法投棄件数							
地域への委託による河川環境整備事業及び地域主体による河川愛護活動の実施	河川愛護活動・河川環境整備事業取組自治会割合							
浄化槽の普及促進	浄化槽整備率							
水洗化の促進	下水道接続率							
景観条例に基づき優しい景観の創造・保全を誘導	景観条例に基づく届出等の件数							
屋外広告物の適正指導	是正指導件数							
管理不全な空き家に対する行政指導等	管理不全空き家に対する助言・指導件数							
空き家の適正管理に対する支援	空き家管理ビジネス立上補助件数							
	空き家管理事業者委託費補助							
空き地の適正管理	不適正管理地指導件数							
空き家の流通支援	住まいるバンク成約件数							
ニューツーリズムの推進	ニューツーリズム実施団体数							
都市部等へ向けた情報発信	丹波市移住定住ガイド TURNWAVE丹波 ホームページアクセス数							

3 市民・事業者の取組

■公害の未然防止と拡大抑制

市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 野焼き、ポイ捨て、不法投棄はしません。 ● 飼い主のいない猫への無責任な餌やりはしません。 ● ペットのふんの処理など、飼育マナーを守ります。 ● ごみステーションは、地域で協力して清掃します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 臭気が発生する施設は、密閉性の高い建屋内に収納するとともに、高効率の脱臭装置を設置します。 ● 作業時などに騒音や悪臭を発生させないよう社員などへの技術的指導を徹底します。 ● 工場・事業場における騒音・振動の防止のために、防音・防振型の施設を整備します。 ● ばい煙など排出ガスの発生抑制や適正処理、排出基準を遵守します。 ● ISO14001 やエコアクション 21 など環境管理システムを積極的に導入します。 ● ライフサイクルアセスメントを導入し、事業活動における環境への負荷の把握、低減に努めます。職場でできる環境保全活動を実践します。 ● 事業系ごみはルールを守り適正に処理します。 ● 環境法令を遵守した事業活動を行います。

■河川環境の保全

市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 下水道整備区域では、速やかに下水道への接続を行います。また下水道区域外では、浄化槽などを設置し、定期的な点検、清掃、検査を行います。 ● 河川・水路や地域の美化活動へ積極的に参加します。 ● 食用油は使い切るようにし、廃食油は流さず適切に処理します。 ● 環境負荷の少ない石鹼や洗剤を使用します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 下水道等の汚水枡や浄化槽は定期的に点検・清掃・検査します。

■景観保全の推進

市 民	<ul style="list-style-type: none">●家の新築、改築時には、周辺の景観などに配慮した建築に努めます。●空き家の所有者は、定期的に建物の状態の点検・補修を行い、周辺環境に悪影響をおよぼさないように適正管理します。●空き家や空き地の所有者は定期的に清掃や除草などを行います。
事業者	<ul style="list-style-type: none">●工場などを建設するときは、周辺の自然環境や景観との調和に十分配慮します。●看板などの設置に際しては、景観など周囲に与える影響に配慮します。●工場などの敷地内の緑化を進めます。

■自然環境等を活かした地域間交流の推進、移住・定住の促進

市 民	<ul style="list-style-type: none">●地域の美化活動に積極的に参加します。
事業者	<ul style="list-style-type: none">●地域の美化活動に積極的に参加します。

基本目標5 人の輪で育む環境づくり

■ 将来の環境イメージ

- 自然環境や生態系について研究が進み、環境保全団体等が保護活動を行っています。
- 環境教育や美化活動にかかわる人々が増えて、地域のコミュニティも活性化しています。
- 市民一人ひとりが環境問題を自らの問題として関心を持ち、子どもから大人まで環境についての情報を得たり、学んでいます。
- 子ども達は周りの大人たちに導かれながら山や川に入って自然を学んでいます。

1 目標実現に向けた市の取り組み

■市民の自主的な取組の推進

- 環境教育や地域の美化活動などの取り組みを支えるため、地域団体やNPOなどの環境保全活動を行う団体や団体間のネットワーク化を支援するとともに、地域コミュニティの活性化を図ります。
- 環境に関係するイベントや環境に配慮したライフスタイルの普及啓発を、インターネット・SNSなどを活用しながら展開し、環境問題への関心喚起、環境意識の醸成を図ります。

《実施事項》

- ・ボランティアやNPOなどの育成支援
- ・コミュニティづくりの支援
- ・市民の自主的な環境美化活動の支援
- ・インターネット・SNSを活用した情報発信

■環境学習の推進

- 市民一人ひとりが自らの問題として環境問題に関心を持ち、日常生活や事業活動の中で具体的に行動していくことができるよう、さまざまな機会を通して支援を行い、幅広い世代が環境について学ぶことができる環境を整えます。
- 平成26年(2014年)8月丹波市豪雨災害を題材とした防災教育を持続的に推進できるように、教材やシステムづくりを行い、全市の小中学校で防災学習を実施します。
- 親子参加のワークショップなど、次代を担う子どもや子育て世代がともに環境について学び、考えることができる場や機会を創出します。
- ウィズコロナの新しい生活様式を考慮し、オンラインの活用も視野に入れた環境学習を推進します。

《実施事項》

- ・環境学習プログラムの作成
- ・体験型環境学習の実施
- ・自然とのふれあい促進

■市の率先した取組の推進

- 市民、事業者が欲しい情報をすぐに手に入れることができるよう、関連機関との連携を図りながら、環境に関する情報を収集し、情報の発信を行います。
- 生物多様性ホームページの“氷上回廊”を環境の保全や創造のシンボルとして情報発信するなど環境情報の発信に努めます。
- 市内の環境に関する情報、市民が取り組める環境行動、市の取組、環境活動団体の活動に関する情報などの環境情報を、市の広報、インターネット・SNSなど、さまざまな媒体を活用して効果的に発信します。
- 市では資源の有効利用や温室効果ガスの削減などを図るため、率先して環境に配慮した公共工事の実施や公用車における低公害車の導入割合を高めるなど、環境に配慮した物品を優先的に購入します。

《実施事項》

- ・環境情報の発信
- ・環境に配慮した公共工事の実施・物品の購入促進

2 数値目標

取組名	環境指標名	現況値 (R2)	目標値 (R8)	実施期間(年度)				
				4	5	6	7	8
環境美化活動の推進	丹波市クリーン作戦参加者数							
青垣いきものふれあいの里の利用促進	いきものふれあいの里来館者数							
氷上回廊水分れフィールドミュージアムの利用促進	氷上回廊水分れフィールドミュージアムの入館者数							
生物多様性ホームページによる情報発信	氷上回廊ホームページアクセス数							
低公害車の導入促進	公用車の低公害車率							
学校給食への地場農産物の使用	丹波市産農産物(野菜)の使用割合							

3 市民・事業者の取組

■市民の自主的な取組の推進

市民	<ul style="list-style-type: none">● 地域づくり活動などを通して、きれいなまちづくりを推進します。● 市や地域、環境保全団体などが実施する行事やイベントに積極的に参加・協力します。● 身近な自然である里山の管理に積極的に参加・協力します。
事業者	<ul style="list-style-type: none">● 環境保全のための担当部署や専任者を設置します。● 環境情報を広く公表します。● 事業所でビオトープを造るなど環境保全活動を企画し、実施します。● 地域で行う環境保全活動に参加・協力します。● 市や環境関連団体などが主催する環境保全活動などに協力・支援します。

■環境学習の推進

市民	<ul style="list-style-type: none">● 家の周りに生息・生育する動植物について調べ、理解を深めます。● 休日などは、森や山、川に出かけ、自然に親しむようにします。● 地域の歴史や文化、自然環境や歴史文化の継承に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">● 環境に関する情報を調べ、社員に提供します。● 職場において環境に関するセミナーや講演会などを開催します。● 社員が市や環境関連団体などが主催する環境学習会へ参加できるような体制を整えます。

第5章 計画の推進と運用

1 推進体制

2 進行管理
